

議案第 6 号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合に、「母子保健法に基づく乳幼児健康診査が行われた場合」を追加します。（第 17 条）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握</u>しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。